

会 議 結 果 報 告 書

令和5年2月2日

会議の名称	令和4年度志木市国民健康保険運営協議会（第2回）
開催日時	令和5年2月2日（木） 13時30分～16時00分
開催場所	志木市役所大会議室3-3
出席委員	中村 勝義会長、木下 良美委員、鈴木 和好委員、小野 司委員、金子 純子委員、蓼沼 寛委員、鳥飼 香津子委員、相神 和子委員、保坂 禎斉委員、細沼 明男委員、木村 初子委員（計11人）
欠席委員	鎌田 昌和委員（計 1人）
説明員	（保険年金課）（健康政策課） 寺嶋課長、奥田副課長、白子主査 清水課長、安形主幹、伴主査 （計 6人）
議 題	議 題 （1） 令和4年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）について （2） 令和5年度志木市国民健康保険特別会計予算（案）について （3） 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について （4） 令和5年度保健事業について （5） その他 傷病見舞金の見直しについて 令和4年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について 志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について 国民健康保険税率について
結 果	議題（1）～（4）について説明。（5）についての報告等 （傍聴者 なし）
事 務 局	（子ども・健康部） 大熊子ども・健康部長 保険年金課：寺嶋課長、奥田副課長、白子主査、砂井主任 健康政策課：清水課長、安形主幹、伴主査、小林主査 （計 9人）

審議内容の記録（審議経過、結論等）

1 開 会

2 議 題

（１）令和４年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）（案）について

＜説明＞

（資料１－１と資料１－２）

今回の補正は、歳入歳出それぞれ２，９３７万７，０００円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ７３億４，１１０万５，０００円とするものである。歳入における一般会計繰入金は、低所得者に対する保険税の軽減分を公費で賄う「保険基盤安定繰入金」、今年度より開始した小学校就学前の被保険者の均等割保険税の半額軽減の公費負担分、さらに保険者の責めによらない事情により医療費が増大することに対して繰り入れを行う「財政安定化支援事業繰入金」の額が確定したことに伴う補正を行うとともに、過年度の「保険給付費等交付金」等の精算に伴う償還金等の財源としての「その他繰入金」を増額補正するものである。

歳出における償還金は、県の「保険給付費等交付金」のうち、給付した医療費に対して交付される「普通交付金」の令和元年度、２年度及び３年度分と「特別調整交付金」について、実績報告によって生じた返還分を増額補正するものである。

資料１－２については、一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れるための、一般会計の補正の内訳で、「基盤安定」の「保険税軽減分」は、当初予算１億２，７７５万４，０００円に対し、４７３万７，０００円の減額となり、同じく「基盤安定」の「保険者支援分」は、当初予算１億１，０１９万９，０００円に対し、４１８万８，０００千円の減額となった。未就学児均等割保険税については、今年度より開始したため、当初予算は、科目設定のみの４，０００円であったが３５１万円増額し、財政安定化支援については、当初予算９０５万９，０００円から３６万８，０００円減額した。

さらに償還金の不足分を補うための「その他繰入金」は、補正前の２億９，０００万円から、３，５１６万円増額し、合計２，９３７万７，０００円の増額補正となる。

いずれにしても、今回の補正は、年度末に伴い例年実施している、補助金等財源の整理とお考えいただきたい。

＜質疑応答＞

委 員）歳入におけるその他一般会計繰入金は法定外繰入でよいのか。

説明員）その通りである。

委 員）今回３，５００万円程度補正しているが、その積算の根拠は。

説明員）法定外繰入は国保財政全体の不足分を繰り入れている。医療費支給の性質上、毎年この時期には歳出記載の償還金が発生し、その財源としては法定外繰入によらざる

を得ない状況とご理解いただきたい。

委 員) 医療費支出と比較し保険税収入が少ないため繰り入れるということではないのか。

説明員) 財政の都道府県化に伴い、医療費は県から普通交付金として交付されるが、医療費の性質上、過年度支給分の精算に伴い、もらいすぎた交付金を返還することが必要になる。その財源として本市は法定外繰入によらざるを得ないということである。

委 員) 財政の都道府県化により法定外繰入は減少するものと思っていたが、繰入はやむを得ないものとするのか。

説明員) 本市の現在の財政状況を考えるとやむを得ないものとするが、財政健全化のために総合的に考えていきたい。

(2) 令和5年度志木市国民健康保険特別会計予算(案)について

<説明>

(資料2)

令和5年度の予算は、歳入歳出それぞれ65億563万6,000円とするもので、対前年度比2億4,418万1,000円、率にして3.6%の減となった。

まず、歳出の総務費については、国民健康保険の事務を行うにあたり、納税通知書の印刷や郵送費などの必要な経費を計上しているものである。保険給付費については、県から提示された県内各市町村の保険給付費の額を基に計上したものであり、保険給付費全体では、42億4,361万8,000円、対前年度比2億3,194万2,000円、率にして5.2%の減となっており、歳出予算全体の65.2%を占める。

次に、国民健康保険事業費納付金についても県から提示されたものであり、医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の納付金額をそれぞれ計上し、納付金全体は、20億1,302万2,000円で、対前年度比1,517万2,000円、率にして0.7%減となっている。保健事業費は、特定健康診査・特定保健指導や人間ドックなどの経費である。詳しくは、議題(4)で説明する。

次に歳入について、国民健康保険税は対前年度比1,327万2,000円、1.0%減の予算総額13億4,781万4,000円と見込んだ。なお、令和5年度の保険税の積算に当たっては、議題(3)で説明する賦課限度額の引き上げと5割及び2割の法定軽減の基準額の引き上げを考慮し算定するとともに、実績から現年分の予定収納率を92%から93%に引き上げて積算をした。県支出金については、保険給付費等交付金として、普通交付金及び保険者努力支援分、特定健診等負担金などの特別交付金を県から示された額等にて計上している。なお、先ほど歳出で説明した保険給付費のうち、そのほとんどが、この普通交付金として交付される。次に一般会計繰入金は、法律等により繰入が決められている保険基盤安定繰入金や事務費繰入金等の、法定内繰入金として3億3,732万3,000円を、法律等に繰入が決められていない、その他繰入金と

して4億9,100万円を繰り入れることとし、基金繰入金として、不足する財源を志木市国民健康保険財政調整基金から、1,269万6,000円を取り崩して予算編成を行った。

＜質疑応答＞

委 員) 基金繰入金について令和5年度予算においては約1,200万円繰り入れ、基金残高は約20万円である。令和5年度が終了した時にも同程度の基金残は見込んでいるのか。

説明員) 本市の予算編成においては前年度の決算によって生じた繰越金を活用し、その残額を基金に積み立てることによって、翌年度の予算への基金繰入金とする仕組みを取っている。つまり、令和5年度予算における基金繰入金の約1,200万円は、令和3年度決算によって生じた繰越金を活用し、まずは法定外繰入金の精算への活用等を優先して行った後に、残額を積み立てた基金額である。再来年度の令和6年度予算へは令和4年度決算を活用することによって積み立てた基金を繰り入れることになるが、その額がいくらになるかについては現時点では不明である。

委 員) 令和5年度当初時は基金が約20万円であるが、来年の今頃は残高が増えているのでは、という解釈でよいか。

説明員) 確かに令和3年度決算から比較すると、令和4年度決算見込とする基金残額は多くなっているが、国保財政の総額を鑑みると少額であり、また被保険者の減少等の要因を考慮すると多額の基金残額は期待できない。

委 員) 基金残額が多くならなければ、一般会計から繰り入れざるを得ないのではないのか。

説明員) ご意見のとおりであり、基金残額を含めた国保財政全体について今後も検討していく必要があると考える。

委 員) 保険税について滞納繰越分の収納率を一般分では14%に見込んでいる。あくまで数値上の計算であるが、収納率を上げれば一般会計や基金からの繰り入れが減額するという解釈でよいか。

説明員) 繰り入れは最終的な予算の調整に用いられる財源であるため、他の財源が増加すればその分、繰り入れは減額する。令和5年度予算編成に当たっては、一般現年度分の収納率を93%に引き上げて積算した。収納率の向上については今後も収納管理課と連携し、鋭意努力していきたい。

会 長) 収納率について、決算ベースの資料を用意することはできないか。

説明員) 事務事業報告書に記載されているので、その写しを提供する。

委 員) 保険税の収納率について、最近の物価高等の影響は考慮しているか。

説明員) 収納率はあくまで予定収納率とお考えいただきたい。

(3) 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について

＜説明＞

（資料３）

今回の改正の内容は、保険税の賦課限度額を改めるもので、第２条第２項及び第３項の基礎課税分の賦課限度額について、現行の６３万円を来年度は６５万円に、後期高齢者支援金等分の賦課限度額について、現行の１９万円を令和５年度は２０万円にするものである。なお、令和５年度の保険税率は資料２をご参照いただきたい。

＜質疑応答＞

会 長）条例改正により限度額が引き上げられているが、先ほどの資料２にあるとおり令和５年度予算の保険税収入は１％前年比で減っている。被保険者数の減少等が理由と考えるが、どのように考えるか。

説明員）賦課限度額の引き上げにより所得の高い被保険者の税が引きあがることとなり、約５５０万円程度の影響を見込んでいるが、被保険者の減少による減額要因もあり、総合すると１％程度の減額と見込んでいる。

委 員）被保険者減少要因は何と考えるか。社会保険の加入要件の緩和と関係しているか。

説明員）後期高齢者医療保険への移行が主な要因と考える。

（４）令和５年度保健事業について

＜説明＞

（資料４－１）

特定健診の実施状況は、シート№１、２により、平成２０年度からの推移を見ると上昇傾向にある。令和２年度には、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えもあり一時的に受診率は下がったが、令和３年度には４０．４％と持ち直している。

シート３は、特定健診受診率の推移を、全国平均、市町村平均と対比させている。青の折れ線グラフは志木市の結果だが、平成２９年度からは全国平均、市町村平均共に志木市が上回っている。

シート４の左のグラフは、令和３年度の本市の特定健診受診率を男女別・年代別に示している。男女共に年代に比例して受診率も高くなっているが、４０代、５０代の低さが気になる。受診率向上のため、対象者の特徴に応じた個別通知による受診勧奨や集団健診では、一度に複数の健診をお得に受けることができる国保セット健診の機会を設けたり、土曜日や日曜日に実施するなど、受けやすい環境づくりに努めている。シート４の右のグラフは受診率を地区別に、シート５は地区別・男女別に表しているが、男女ともに受診率は館地区が一番高く、宗岡地区は全体的に低い傾向が見られる。また、いずれの地区も、女性の受診率が男性を上回っている。

シート６は、本市の特定保健指導実施率の推移を、シート７は全国平均、市町村平均と対比させたグラフで表している。青の折れ線グラフが志木市の結果になるが、令和３

年度は19.4%という結果だった。前年度からかなり下がったように見えるが、報告時期の関係で、平成31年度に実施した人が令和2年度の人数にカウントされ、令和2年度の実施率が高く出ているため、そのような見え方になっている。引き続き、集団の特定健診や結果説明会に来所したタイミングを捉えて、対象となる方に保健指導のプログラム提供を開始するなど取組を進めていく。

シート9は服薬の状況だが、服薬なしの方がおよそ35%、一方で、高血圧や脂質異常症の薬を内服されている方は、年齢が上がるほど服薬者の割合が高くなっている。なお、この服薬者は、受診中なので特定保健指導は対象外となる。

シート10は、特定健診受診者3,918人の受診結果の内訳を示している。このうち赤色の部分が、特定保健指導の対象となる494人、その中の96人が特定保健指導を受けている。

次のシート11、12、13は、いずれも特定健診と後期高齢者健診の受診結果から、痩せによる体調不良が心配されるBMI18.5未満の割合、高齢者に着目したBMI20以下の割合、肥満が心配なBMI25以上の割合をそれぞれ年代別に示している。特に高齢者の痩せは、低栄養状態に起因する様々な健康リスクが心配されるので注意が必要である。

シート14左グラフは『保健指導判定値以上の人の割合』、右のグラフは、『受診勧奨値以上の人の割合』を表している。いずれも、収縮期血圧やLDL-Cの値が高い人の割合が多くなっている。HbA1Cは、保健指導判定値以上の人の割合が高くなっているが、この層の人が受診勧奨値にならないよう、生活習慣の改善を促す取組みが重要である。

シート15は、肥満の人・肥満ではない人別にリスクの保有状況を表している。肥満・非肥満双方を合わせた血圧・血糖・脂質の軽リスク以上の割合は、受診者全体の86.4%となっている。このうち、肥満者の軽リスク・受診勧奨該当者は全体の13.4%で、この大部分は、特定保健指導の対象となる。一方、肥満ではない層の軽リスク・受診勧奨の該当者は全体の約27.2%であるが、この層の該当者は特定保健指導の対象者外となる。これらリスクのある肥満者へは特定保健指導を、肥満ではないリスク層へは国保運動教室など、適切な保健事業を提供していくことが重要である。

(資料4-2)

国保運動教室は、非肥満で服薬もしていない特定保健指導対象外のリスク保有者に対して実施する運動教室だが、市内の民間スポーツ施設を会場に1クール3か月間の教室を2クール実施する。

糖尿病性腎症重症化予防対策事業では、糖尿病罹患患者及び糖尿病の可能性のある者に対し、保健指導や受診勧奨、保健指導実施者に対する継続支援、糖尿病治療中で過去1年以上歯科受診のない人への歯科検診等の受診を促していく。

集団健(検)診及び結果説明会における特定保健指導は、特定保健指導の実施率向上にもつながるので、継続して実施していく。

子宮頸がん検診未受診者対策事業は、子宮頸がんへの罹患が増える若い世代の検診受診のきっかけづくりとして、継続して実施し、子宮頸がん検診受診率の向上と受診行動の習慣化を目指していく。

重複・頻回受診者及び重複・多剤投与者対策事業は、対象者の抽出を年間を通じた形に拡大するとともに、新たに、専門職による薬剤の併用禁忌（飲み合わせの悪い薬）等についても専門的な支援を行うなど、事業を拡充し、適正受診や適正服薬等の健康支援を強化していく。

（資料４－３）

現在、第３期データヘルス計画と第４期志木市特定健康診査等実施計画の策定に向けて事務を進めているため、その進捗状況を報告する。

業者と契約締結後、国保連合会が保有するシステムから、健診・医療・介護の各種データを利活用して、平成３０年度から令和３年度までの各年度の国保医療費から、疾病別、性別、年齢別、地区別に集計するほか、特定健診の受診率・特定保健指導の実施率なども併せて、志木市の現状を把握する作業を行っている。

この現状から、庁舎内のそれぞれの部門から部会員を選出し、データヘルス部会を開催し、前回と今回の計画策定時の本市の現状値（数値）等から、課題を洗い出す作業をしている。

今年度は、これらの課題を解決するために、どのような対策が必要なのかというところまで進めていく予定である。次年度は、現在の計画に位置付けられている事業の評価を行うなど、現状と課題と照らし合わせ、次期計画に反映すべき事業を整理し、計画策定を行っていく。

（資料４－４①）

（資料４－４②）

現在、策定を進めているデータヘルス計画及び特定健診等実施計画策定に関連して、資料４－４①（グリーン）は市の健康増進計画である『いろは健康２１プラン等』、資料４－４②（オレンジ）は自殺対策計画である『こころと命を守るほっとプラン』策定に向け、昨年１０月５日から２８日かけて実施をした市民健康意識調査結果をまとめたものである。

それぞれに、一般市民、中学・高校生、小学生保護者、乳幼児保護者と４つのカテゴリーごととなっており、主な調査結果について、それぞれの資料にまとめている。

〈一般市民の一部のみの説明〉

いろは健康２１プランの調査の一般市民については１ページ目で、回収率は３６．５％となっており、前回より若干下がっている。この一般市民の主な調査結果として６つあげる。

① 自分のことを“健康である”と思う人の方が、日常生活の中で幸せを感じている傾向が見られる。

- ② コロナの影響で身体を動かす機会と友人等との交流が減っている。
- ③ 食生活の面では減塩を心がけている人が減っている。
- ④ 歯と口腔の健康については、歯と健康の関係に関心の高い人が増えており、むし歯がある人も減っている。
- ⑤ 身体活動・運動面では、平均歩数は前回調査よりも増えているが、1日30分以上の軽く汗をかく運動を「ほとんどしていない」人の割合が約半数（52.4%）いる状況が見られ、若い方の方が多くなっている。
- ⑥ 地域のつながりについては、若い人は、地域の団体活動に参加していない人が多く、地域のつながりが弱いと感じている。

このような結果であるが、国の次期プランのビジョンとしては、全ての国民が、健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現とあり、誰一人取り残さない、健康づくりを展開し、より実効性を持つ取組を推進するとある。これらのビジョンを基盤に第4期の事業の成果、評価を行い、次年度計画を策定していく。

次に、市民のこころと命を守るほっとプランの主な調査結果では、
〈一般市民のみ〉

回収率は31.5%でこちらも前回より若干、回収率が下がっている。一般市民の主な調査結果について3つあげる。

- ① こころとからだの健康度は上昇し、悩みやストレスを家族や友人・知人に相談する人は増えている一方、半数以上の人が誰かに相談したり、助けを求めることにためらいを感じると答えている。ためらう理由としては過去に相談して解決しなかったことがあげられる。
- ② また、自殺念慮のある人はない人に比べて、こころや身体健康度が低く、社会とのつながりが弱かったり、「悩みやストレスを相談できる人がいない」「相談や助けを求めることにためらいを感じる」と答えている人の割合が高い傾向が見られる。つまり、自分の居場所が1つの場合、関係性が良ければ安心できる場所となる一方で関係性が良くないと自殺を考えるきっかけになってしまう状況であった。
- ③ 新型コロナウイルス感染症流行以降でストレスを感じた人が増えていた。

また、2ページ目の中高生では、前回調査と比較して回収率がかなり上がっていた。こちらについては、前回調査は中学校への直接配布ができなかったが、今回の調査では、学校の協力を得ることができ、いのちの授業など、学校との連携が強化できたものと考えられる。

全体を通して身近に相談できる人がいることが、自殺予防対策では重要であり、家と職場や、学校以外の相談先を増やしていくことが今後の課題である。

これらの意識調査の結果や、団体等にヒヤリングを行い、それぞれの現行計画の評価を合わせ課題を整理し、次年度計画を策定していく。

＜質疑応答＞

委 員) がん検診について、膵臓がんや胆管がん等の治療が難しいがんについても早期発見できるように検査の必要性を啓発して欲しい。また、若い世代についても検査を受けていただけるよう啓発して欲しい。

説明員) 今後も市民の受けやすい検診体制を整えてきたい。若い世代への啓発については SNS 等を活用していきたい。

委 員) 資料 4-4②のアンケート結果について、中学・高校生のからだと性について、認知度に課題があるとされている。市としてもどのように考えるか。

説明員) 市としても今回の結果は驚いている。中学・高校生にも正しい知識を伝えられるよう教育委員会等関係機関と連携を図っていきたい。

会 長) 結果については教育委員会とも情報共有をしていると思うので、今後に活かして欲しい。

委 員) HPV ワクチン接種等個別の制度は充実していると思うので、世代全体に知識の重要性が広がるようにして欲しい。

会 長) 接種の件数は少ないかもしれないが、制度の見直し等がないように配慮して欲しい。

説明員) 国の制度も見直され積極的勧奨も再開されている。今後はしっかりと周知を図り、正しい知識を伝えていけるようにしていきたい。

(5) その他

【報告事項 1】

傷病見舞金の見直しについて

<説明>

傷病見舞金は、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者のうち、自営業者に対して、一人1回を限度に20万円を支給する制度であるが、令和5年1月から支給金額を10万円に見直した。新型コロナウイルス感染症は、流行から3年が経過し、有症状者の療養期間が10日から7日に短縮されたことや、社会経済活動の両立の観点から、感染症に対する社会的認識も変容していること等から今回見直すこととした。

【報告事項 2】

令和4年度志木市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

<説明>

昨年12月議会にてご承認いただいた、志木市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、説明する。補正の内容としては、歳入歳出それぞれ3億8,445万9,000円を追加し、予算総額を73億1,172万8,000円としたものである。歳

出について、傷病見舞金の申請件数の増加により、34名分340万円を増額したが、傷病見舞金については、1月より減額を予定しているため、減額した単価により補正額を積算した。次に一般被保険者療養給付費については、当初予算額を実際の給付見込み額が上回る予想となったため、不足額の補正を行った。また、傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に罹患し、就労できなくなった国民健康保険被保険者のうち、給与所得者に対する休業補償制度であるが、傷病見舞金同様、感染拡大の影響により申請件数が増加したため、不足額を増額した。なお、療養給付費と傷病手当金については、全額財源として、保険給付費等交付金が交付されるため、歳入の保険給付費等交付金は、同額を増額補正している。

(資料6)

志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

<説明>

令和5年3月定例会に上程する「志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）」の内容について説明する。

今回の改正内容は、出産育児一時金等の支給額を、現行の40万8千円を来年度は48万8千円にするものである。なお、産科医療補償制度の対象となる出産については、掛け金1万2千円が加算されるため、改正後の合計支給額は50万円となる。

<質疑応答>

質疑無し

3 閉会

国民健康保険税率について

全ての審議終了後、自由参加により、国民健康保険税率の仕組み及び本市の現状について基本的事項を説明。